

^{みやこ}
京の生物多様性担い手宣言制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各主体による生物多様性の保全と持続可能な利用のための行動を喚起、促進し、生物多様性保全のために行動する担い手を増やすとともに、相互のネットワーク形成を図ることを目的として、生物多様性のために行動する個人及び事業者、活動団体、大学・研究機関、学校等（以下「団体等」という。）が、自らが行おうとする行動を宣言する「^{みやこ}京の生物多様性担い手宣言制度」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(宣言の対象者)

第2条 宣言の対象者は、本市域における生物多様性保全の取組を実践し、又は応援する個人及び団体等とする。

(宣言項目)

第3条 宣言する項目は、生物多様性に関する行動とし、別に定める。

(宣言方法)

第4条 宣言は、別に定める方法により行う。

(情報の掲載)

第5条 前条の規定により宣言した者（以下「宣言者」という。）のうち、団体等は、本市に対し、本市の生物多様性ポータルサイト「^{みやこ}京・生きものミュージアム」に自らが実施するイベントなど、団体等の活動情報の掲載を求めることができる。

(宣言者の役割)

第6条 宣言者は、日常生活や団体等の活動等において、できることから宣言項目の実践に努めることとする。なお、宣言者は、本制度の実施に際し、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 公序良俗に反する活動に利用してはならない。
- (2) 政治的な行為等に利用してはならない。
- (3) 営利を目的とした活動に利用してはならない（ただし、「京都市生物多様性プラン（2021-2030）」に掲げる目標4施策1「生物多様性に配慮した企業活動の促進」に資する取組は除く。）。
- (4) その他「^{みやこ}京の生物多様性担い手宣言制度」の推進を妨げる行為を行ってはならない。

(本市の役割)

第7条 本市は、宣言者に対し、宣言項目に応じた情報提供等、宣言者による取組の実践及び継続を支援する。

(宣言項目の変更等)

第8条 宣言者は、別に定める方法により、第4条で宣言した内容を変更し、又は宣言を取り下げることができる。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、環境政策局環境企画部環境技術担当部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。